平成２１年（フ）第１７０２号
広島市中区基町19番１―1548号
債務者　森安　正弘
1　決定年月日時　平成21年10月28日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成21年12月28日まで
広島地方裁判所民事第４部

平成２１年（フ）第３３２号
愛媛県松山市余戸南５丁目１番34号　クレメント余戸201号
債務者　大内絵里子
1　決定年月日時　平成21年10月29日午後３時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成21年12月28日まで
松山地方裁判所

平成２１年（フ）第４８５号
愛媛県松山市森松町280―２　Mホーナー202号、住民票上の住所愛媛県松山市南高井町1986番地２
債務者　菅野有里子
1　決定年月日時　平成21年10月29日午後３時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成21年12月28日まで
松山地方裁判所

平成２１年（フ）第６３３号
愛媛県松山市雄郡２丁目３番13号
債務者　大政　久遠
1　決定年月日時　平成21年10月29日午後３時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成21年12月28日まで
松山地方裁判所

平成２１年（フ）第６３４号
愛媛県松山市雄郡２丁目３番13号
債務者　大政百合子
1　決定年月日時　平成21年10月29日午後３時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成21年12月28日まで
松山地方裁判所

平成２１年（フ）第６５１号
愛媛県東温市志津川393番地５　レジデンスマーズ308号
債務者　阿部　明臣
1　決定年月日時　平成21年10月29日午前11時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成21年12月28日まで
松山地方裁判所

平成２１年（フ）第６６０号
愛媛県松山市美沢２丁目７番地６　三沢ハイツ106号
債務者　松本なをみ
1　決定年月日時　平成21年10月29日午前10時30分
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成21年12月28日まで
松山地方裁判所

平成２１年（フ）第４３０号
高知県香南市赤岡町903番地
債務者　山脇　宣紀
1　決定年月日時　平成21年10月28日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成21年12月28日まで
高知地方裁判所破産係

平成２１年（フ）第４３１号
高知県香南市赤岡町903番地
債務者　山脇　玲子
1　決定年月日時　平成21年10月28日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成21年12月28日まで
高知地方裁判所破産係

平成２１年（フ）第４１４号
福岡県久留米市国分町1216番地３
債務者　林　　伸一
1　決定年月日時　平成21年10月29日午後４時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成21年12月28日まで
福岡地方裁判所久留米支部

平成２１年（フ）第４１６号
福岡県久留米市大善寺町宮本417番地
債務者　鐘江　幸一
1　決定年月日時　平成21年10月28日午後４時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成21年12月28日まで
福岡地方裁判所久留米支部

平成２１年（フ）第４１７号
福岡県久留米市大善寺町宮本417番地
債務者　鐘江　節子
1　決定年月日時　平成21年10月28日午後４時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成21年12月28日まで
福岡地方裁判所久留米支部

平成２１年（フ）第６３８号
大分市千代町２丁目３番33号　千代町ビル105
債務者　久上亜紀子
1　決定年月日時　平成21年10月29日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成21年12月28日まで
大分地方裁判所民事第１部破産再生係

平成２１年（フ）第４３８号
宮崎市南花ケ島町132番地
債務者　川村香代子
1　決定年月日時　平成21年10月29日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成21年12月28日まで
宮崎地方裁判所破産係

平成２１年（フ）第４８６号
宮崎市大字本郷南方4563番地１　市営住宅106棟２号
債務者　高山　聖美
1　決定年月日時　平成21年10月29日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成21年12月28日まで
宮崎地方裁判所破産係

平成２１年（フ）第２３５号
宮崎県都城市郡元町2802番地５
債務者　吹上　里美
1　決定年月日時　平成21年10月29日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成21年12月28日まで
宮崎地方裁判所都城支部

平成２１年（フ）第１４０号
鹿児島県霧島市隼人町内439番地５　隼人ハイツ203
債務者　大野健太郎
1　決定年月日時　平成21年10月28日午後１時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成21年12月28日まで
鹿児島地方裁判所加治木支部破産係